

令和 2 年 2 月 1 7 日

認知症対応型（介護予防）通所介護事業者 様

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者 様

地域密着型通所介護事業者 様

第 1 号通所介護事業者（基準緩和通所型サービスを除く） 様

市川市 福祉政策課

地域密着型サービスおよび総合事業における生活相談員の資格要件について

平素より、市川市の介護保険行政にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

地域密着型（介護予防）サービス事業所の「生活相談員」の資格要件につきましては、解釈通知（指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）等）において特別養護老人ホームの人員基準によるものとして、「社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない」とされており、

このことについて、市川市第 20110421-0037 号にて、従前より、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所および認知症対応型（介護予防）通所介護事業所について、当該「これと同等以上の能力を有すると認められる者」として、介護支援相談員及び介護福祉士を認めることとして通知をしておりましたが、地域密着型通所介護事業所及び第 1 号通所事業所（基準緩和通所型サービスを除く）についても同様と解釈しておりますので、お問い合わせ等をいただいておりますことから、改めて通知いたします。事業所におかれましては、今後とも適切な資格を有する職員の配置をしていただきますよう、お願いいたします。

記

1 対象事業所

- (1) 市川市指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所
- (2) 市川市指定認知症対応型通所介護事業所・認知症対応型介護予防通所介護事業所
- (3) 地域密着型通所介護事業所
- (4) 第 1 号通所介護事業所（基準緩和通所型サービスを除く）

2 社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者と「同等以上の能力を有すると認められる者」の資格

- (1) 介護支援専門員
- (2) 介護福祉士